

空き家を解体
しませんか

老朽空き家等除去促進事業補助金



- ▼**対象建物** 次の①～④の要件すべてに該当する、市内にある住宅として使用されていた空き家
- ①木造または鉄骨造
 - ②一戸建ての住宅または床面積の過半が住宅として使用されていた併用住宅(長屋・共同住宅を除く)
 - ③不良度の評点が100点以上(柱の傾斜や屋根、外壁の剥げなど老朽化や損傷の程度が大きいもの)
 - ④放置すれば周囲に影響を及ぼすおそれがあるもの
- ▼**補助対象者** 次の①・②のいずれにも該当する人(営利を目的とする法人を除く)
- ①対象建物の所有者または相続人など
 - ②市税等の滞納がない人
- ▼**対象工事** 市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業者が行う工事
- ▼**補助金額** 除却に要する費用の40%(上限額

- 50万円)
- ▼**募集戸数** 5戸程度
- ▼**申請の流れ** 市職員が敷地に立ち入り空き家の現地調査を実施する「事前協議」を行います。事前協議で物件が補助金の対象となった場合は、補助金申請の手続きをすることができます。
- ▼**事前協議受付・補助金申請期間** 5月1日(月)～11月30日(木)
- ※先着順、予算額に達した時点で終了。
- 他にも条件がありますので、詳細は市ホームページで確認するかお問い合わせください。なお、空き家を解体することで土地の固定資産税等が増額になる場合があります。
- 問い合わせ・申請先** 建築指導課(市役所3階、☎40-0522)

空き家・空き地の
利活用を

空き家・空き地の利活用事業費補助金

空き家・空き地の利活用による移住・定住の促進を図るため、空き家・空き地(空き家を解体して更地で引き渡す土地を含む)の購入、空き家の賃借、空き家の解体、動産の廃棄に対して、補助金を交付します。

▼**対象物件** 弘前圏域空き家・空き地バンク(以下、バンク)に登録された市内の空き地/次の①～③の条件をすべて満たす空き家…①バンクに登録された市内の空き家、②築25年以上の空き家、③空き家になってから90日以上経過した空き家

▼**補助対象者** ①空き地を購入する人/②空き家を購入する人/③空き家を賃借し市外から移住する人/④空き家を解体する人/⑤動産を廃棄する人

※移住者および子育て世帯は、築25年未満の空き家を購入する場合も補助対象になります。

▼**申請期間** 5月1日(月)～令和6年2月23日(金/祝)

※先着順、予算額に達した時点で終了。

■**問い合わせ・申請先** 建築指導課(市役所3階、☎40-0522)

対象者	対象経費と金額	備考
①空き地を購入する人	空き地の購入費用 補助率2分の1 (限度額=30万円)	下記に該当する場合は限度額にそれぞれ10万円を上乗せします。 ◆子育て世帯 ◆移住者 ◆3年以上バンクに登録された物件
②空き家を購入する人	空き家の購入費用 補助率2分の1 (限度額=20万円)	下記に該当する場合は限度額にそれぞれ10万円を上乗せします。 ◆子育て世帯 ◆3年以上バンクに登録された物件
③空き家を賃借し市外から移住する人	3年間分の賃借料 補助率2分の1 (限度額=25万円)	
④空き家を解体する人	解体費用 補助率2分の1 (限度額=50万円)	
⑤動産を廃棄する人	動産廃棄費用 補助率2分の1 (限度額=5万円)	

弘前圏域空き家・空き地バンク登録物件募集中!

空き家・空き地を「売りたい・貸したい」人と、「買いたい・借りたい」人をつなぎます。登録方法など詳細はお問い合わせください。農地付きの空き家も登録可能です。

■**問い合わせ先** 弘前圏域空き家・空き地バンク協議会事務局(建築指導課内、☎40-0522)



今年度の変更点
などをお知らせ

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ



1. 令和5年度の保険料

保険料は、均等割額(被保険者全員が納める額)と所得割額(所得に応じて納める額)の合計です。次の(1)か(2)に該当する人は保険料が軽減されます。令和5年度の保険料に関する通知書は、7月に発送します。

(1) 所得が低い人の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の所得額の

合計に応じて、均等割額が軽減されます。その要件が下表のとおりになりました。

(2) 被用者保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。また、所得割額の負担はありません。

令和4年度		令和5年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合	世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円+10万円×(年金・給与所得者等の数-1)以下	7割	43万円+10万円×(年金・給与所得者等 ^{※1} の数-1)以下	7割
43万円+(28.5万円×被保険者の数)+10万円×(年金・給与所得者等の数-1)以下	5割	43万円+(29万円×被保険者の数)+10万円×(年金・給与所得者数の数-1)以下	5割
43万円+(52万円×被保険者の数)+10万円×(年金・給与所得者等の数-1)以下	2割	43万円+(53.5万円×被保険者の数)+10万円×(年金・給与所得者等 ^{※1} の数-1)以下	2割

※1…①か②の給与所得者等が2人以上いる世帯に適用されます。

①一定の給与所得者…給与等収入金額が55万円を超える人、②一定の公的年金等の支給を受ける人…65歳未満で公的年金等収入金額が60万円を超える人/65歳以上で公的年金等収入金額が125万円を超える人

2. 事故にあったとき

交通事故や暴力など、第三者(自分以外)の行為によって負傷し、被保険者証を使って治療を受けたときは、国保年金課(市役所1階)へ必ず届け出してください。また、自損事故や業務中の事故

で労災が適用されない場合も届け出が必要です。

■**問い合わせ先** 国保年金課後期高齢者医療係(☎40-7046)または青森県後期高齢者医療広域連合(☎017-721-3821)

多子家族を
応援します

ひろさき多子家族応援パスポート



多子家族の子育てを応援するため、市の公共施設(文化・体育・社会教育施設など)の使用料などが無料になるパスポートを発行しています。対象の人は申請してください。対象施設や申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▼**対象** 平成17年4月2日以降に生まれた子どもが3人以上いる親子

▼**申請に必要なもの** 親子全員分の健康保険証など扶養関係を証明する書類
※令和4年度のパスポートを持っている世帯で今年度も要件に当てはまる場合は、4月上旬に令和5年度のパスポートを郵送しています。

■**問い合わせ・申請先** こども家庭課家庭給付係(市役所1階、☎40-7039)